

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和 8 年 8 月 1 0 日に公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当者 積丹町長 松 井 秀 紀

2 入札に付する事項

- (1) 業務名称 令和 8 年度 水産業関連施設における再エネ導入可能性調査委託業務
- (2) 業務場所 積丹郡積丹町
- (3) 業務期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 2 5 日まで
- (4) 業務概要 別添閲覧に供する仕様書による。

3 入札参加希望者の構成及び資格要件

- (1) 入札参加者は単体企業等又は複数の企業等（法人及び個人を含む）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。
- (2) 単体企業等及びコンソーシアムが業務の一部を協力企業に再委託しようとするときは、再委託する業務及び協力企業並びにそれぞれが本件業務の遂行上果たす役割など明らかにする。
なお、再委託させようとする協力企業に対し単体企業等及びコンソーシアムの総合的な管理・指導が及ばないと認められる場合は、再委託を認めない。
- (3) コンソーシアムは、入札に際して代表企業及び構成企業それぞれが本件業務の遂行上果たす役割などを明らかにする。
- (4) コンソーシアムの代表企業及び構成企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると町が認めた場合は、この限りではない。
- (5) 令和 7 年度及び令和 8 年度の積丹町競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (6) 単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、国内に住所を有する個人、又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委任業務を的確に遂行する能力を有する者であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。
- (7) 単体企業等及びコンソーシアムの代表者は、漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき、公共的団体と連携し漁港施設等の民間による活用を想定した、漁港・漁村の賑わいづくりに取り組むことを目的とする調査、効果分析、取組の実証等を、国（水産庁）の水産関係民間団体事業補助金の事業実施主体（代表者及び共同実施者）としての実績を有すること。
- (8) 入札参加資格審査申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、積丹町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者で

あること。

- (9) 暴力団関係事業者等であることにより、積丹町が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の積丹町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (11) 単体企業等及びコンソーシアムの代表企業は、過去 10 年間に、官公庁等と当該業務と同種又は類似と認められる業務を元請として履行した実績を有すること。
- (12) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

4 入札参加資格審査申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 再委託先企業調書（再委託をする場合のみ）

イ 国（水産庁）の補助事業実績を証明する書面（補助金実績報告書等の写し）

ウ 類似業務履行実績調書

エ 類似業務実績を証明する書面（業務実績証明書又はこれに代わる書面（契約書等の写し））

オ 同種同規模業務実績を証明する書面（入札保証金納付免除確認用）

3 の(8)の実績（完成日が令和 6 年 4 月から令和 8 年 3 月までの契約）が 2 件分あれば、契約書の写し及び受渡書の写しを提出してください。

カ 業務実施体制表（コンソーシアム及び再委託をする場合）

キ 業務に必要な資格に関する証明（許可証等の写し）

ク その他資格審査に必要な書類

(2) 提出期間

令和 8 年 8 月 10 日（月）から令和 8 年 8 月 21 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 提出場所

積丹郡積丹町大字美国町字船濶 48 番地 5

積丹町役場 農林水産課

(4) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 資料提出後の再提出は認めない。

5 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 に規定する制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が 3 に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和 8 年 8 月 26 日（水）までに書面により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和 8 年 8 月 31 日（月）までに書面により説明を求めることができる。
- (2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 3 日以内に書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

積丹郡積丹町大字美国町字船濶 48 番地 5
積丹町役場 農林水産課

8 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所
積丹郡積丹町大字美国町字船濶 48 番地 5
積丹町役場 3 階 会議室
- (2) 入札日時
令和 8 年 9 月 8 日（火） 午前 10 時 00 分
- (3) 初度の入札執行時に委託費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることがあるので、内訳書をあらかじめ作成の上、持参すること。
なお、内訳書の提出を求めた入札において、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。
- (4) その他
入札の執行に当たっては、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

9 送付による入札

認めない。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の 100 分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実に認める担保を

提供すること。ただし、積丹町財務規則（平成5年積丹町規則第1号。以下「財務規則」という。）第97条の定めるところにより入札保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。

11 落札者の決定方法

財務規則第100条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

12 落札者と契約を行わない場合

落札者となった者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは、契約を行わない。

13 契約書作成の要否

必要とする。

14 予定価格等

- (1) 予定価格 公表していない。
- (2) 最低制限価格 設定していない。

15 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

- (1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、入札参加資格審査申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。

ア 閲覧期間

令和8年8月10日（月）から令和8年8月21日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

積丹郡積丹町大字美国町字船濶48番地5

積丹町役場 農林水産課

- (2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

令和8年8月10日（月）から令和8年8月21日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

郵便番号 046-0292 積丹郡積丹町大字美国町字船濶48番地5

積丹町役場 農林水産課

16 支払条件

(1) 前金払

契約金額の3割に相当する額以内とする。

(2) 部分払

3回とする。ただし、軽微な設計変更に伴い生じた新工種に係る出来形部分等に対応する請負代金相当額は、当該設計変更に伴う請負代金額の変更が確定するまでの間は部分払額の算出基礎に算入しない。

17 その他

(1) 入札の執行回数は原則3回までとする。

(2) 開札の時（落札者の決定前まで）において、**3**に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第103条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札手続きの取消し

落札者の決定後において、支出負担行為担当者が入札の公正性が確保できないと認めるときは、入札手続き全体を取り消すことがある。

(4) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(6) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(7) この入札の執行は、非公開とする。

(8) この公告のほか、入札に参加する者は、別紙の競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

(9) 公告及び入札説明書の内容に関し不明な点は、積丹町役場農林水産課（電話番号0135-44-3382）に照会すること。